

令和 6 年度第 1 回
豊橋市国民健康保険運営協議会

日 時	令和 6 年 7 月 1 1 日（木）午後 1 時 30 分
場 所	豊橋市役所 西館 7 階 第 1 委員会室

次 第

1 あいさつ

2 議 事

議題 1 令和 5 年度 豊橋市国民健康保険事業について ……1

議題 2 令和 5 年度 豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業
報告について ……5

報告 1 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用拡大について ……9

報告 2 令和 6 年度 保険者努力支援制度の配点及び実績について ……11

報告 3 マイナンバーカードと保険証の一体化について ……12

その他 次回開催について

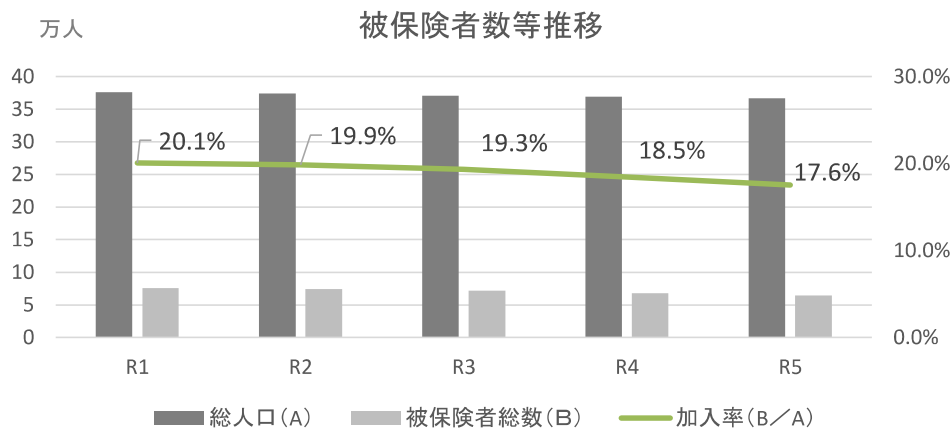
議題 1 令和 5 年度 豊橋市国民健康保険事業について

1. 被保険者数

単位：人、%

区 分		令和4年度	令和5年度	比較増減	
総人口	A	369,330	367,142	△ 2,188	99.4%
被保険者総数	B	68,181	64,445	△ 3,736	94.5%
内 訳	一般被保険者	68,181	64,445	△ 3,736	94.5%
	退職被保険者	0	0	0	—
	前期高齢者(再掲)	29,467	27,532	△ 1,935	93.4%
加入率	(B/A)	18.5%	17.6%	△ 0.9ポイント	
うち介護保険第2号被保険者		22,350	21,522	△ 828	96.3%

(各年度 3 月 31 日現在)

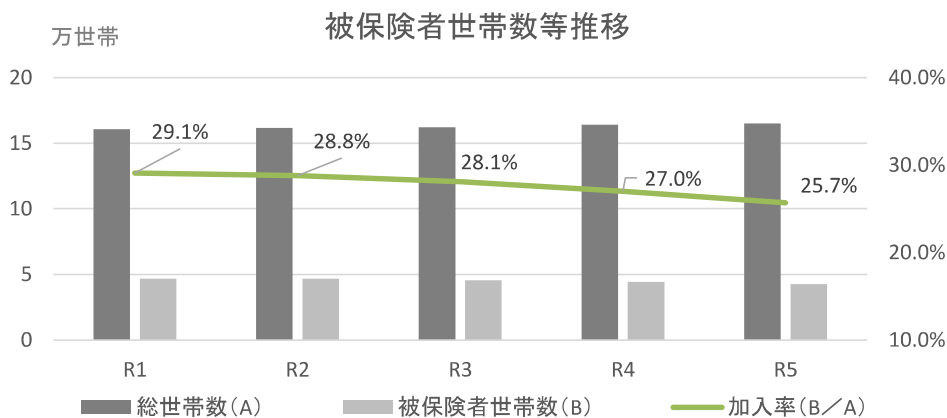


2. 世帯数

単位：世帯、%

区 分		令和4年度	令和5年度	比較増減	
総世帯数	A	163,949	165,167	1,218	100.7%
被保険者世帯数	B	44,248	42,418	△ 1,830	95.9%
加入率	(B/A)	27.0%	25.7%	△ 1.3ポイント	
うち介護保険第2号被保険者		18,901	18,290	△ 611	96.8%

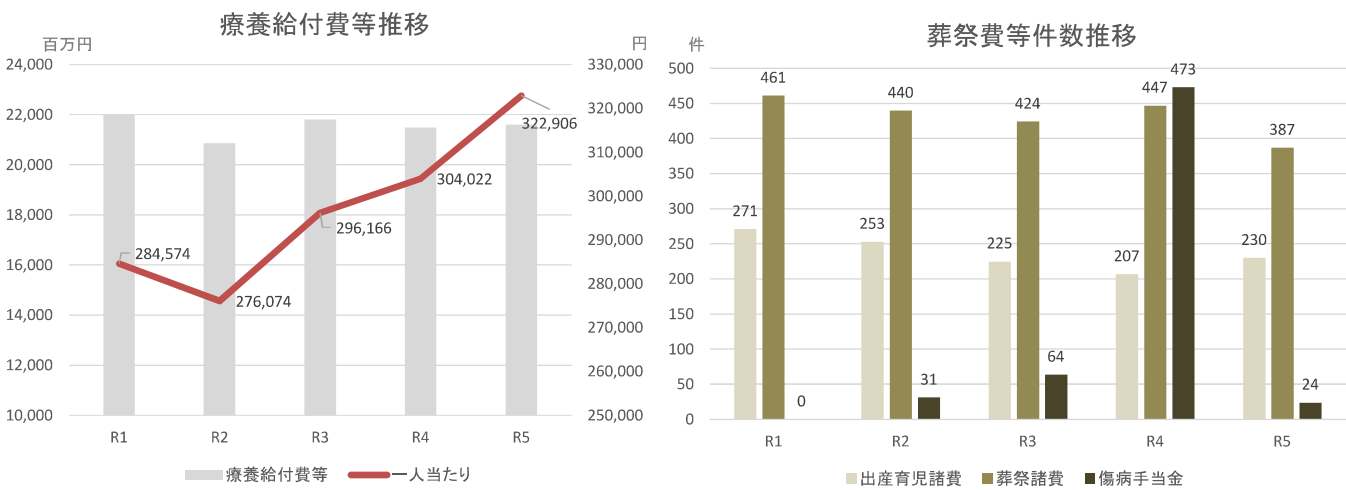
(各年度 3 月 31 日現在)



3. 保険給付事業

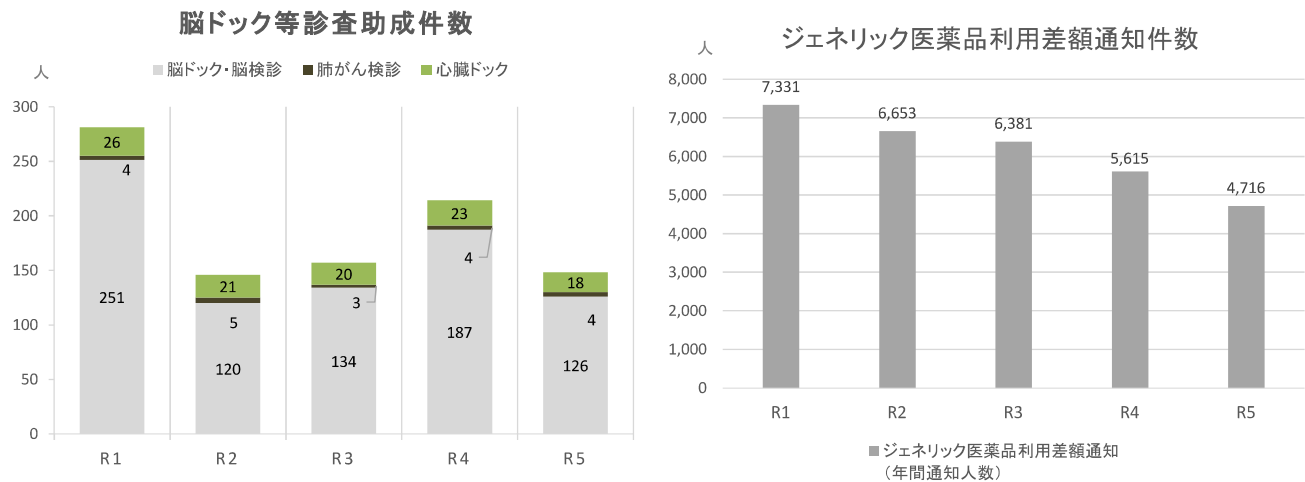
区 分	令和4年度		令和5年度		比較増減	
	件 数 (件)	金 額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (千円)
療養給付費	1,167,666	18,723,026	1,138,447	18,679,174	△ 29,219	△ 43,852
療養費	18,254	128,773	17,571	133,723	△ 683	4,950
高額療養費	49,103	2,643,856	46,870	2,783,779	△ 2,233	139,923
高額介護合算療養費	53	1,769	56	913	3	△ 856
療養給付費等	1,235,076	21,497,424	1,202,944	21,597,589	△ 32,132	100,165
出産育児諸費	207	90,072	230	88,704	23	△ 1,368
葬祭諸費	447	22,350	387	19,350	△ 60	△ 3,000
傷病手当金※	473	10,763	24	373	△ 449	△ 10,390
合 計	1,236,203	21,620,609	1,203,585	21,706,016	△ 32,618	85,407

※ 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から給与を受け取れない、または減額された場合に傷病手当金を支給します。



4. 保健衛生普及事業

事業種別		令和4年度	令和5年度	比較増減	
脳ドック等 診査助成人数	脳ドック・脳検診 (人)	187	126	△ 61	67.4%
	肺がん検診 (人)	4	4	—	100.0%
	心臓ドック (人)	23	18	△ 5	78.3%
ジェネリック医薬品利用差額通知 (年間通知人数)		5,615	4,716	△ 899	84.0%
医療費通知 (年間通知延べ世帯数)		214,184	206,662	△ 7,522	96.5%

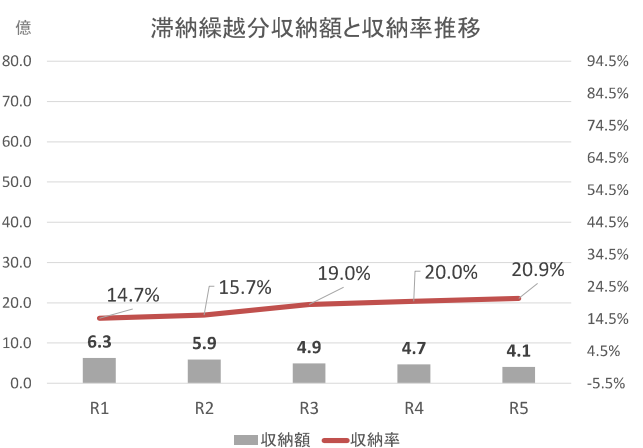
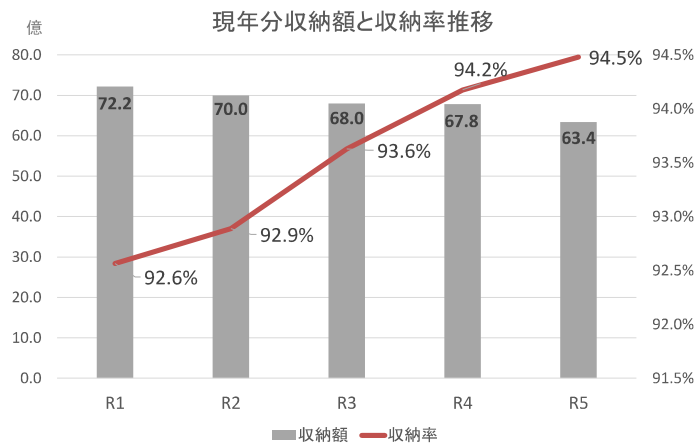


5. 令和5年度 豊橋市国民健康保険税の収納状況について

(1) 令和5年度収納状況

単位:千円、%

	調定額 A	収納額 B	還付未済額 (別掲) C	不納欠損額 D	未収額 A-B-D	収納率 B/A	収入率 (B+C)/A
現 年 分	6,707,921	6,337,793	20,668	41	370,087	94.5%	94.8%
滞納繰越分	1,945,072	406,659	1,088	139,948	1,398,465	20.9%	21.0%
計	8,652,993	6,744,452	21,756	139,989	1,768,552	77.9%	78.2%



(2) 令和5年度の主な取組状況

- ① より効果的な文書催告となるよう初期の滞納者に対し財産調査の開始を伝えるものや一定の期間接触がない滞納者に来庁を指示するものなど現年・国保、一般、特別整理の各グループの特性に見合ったものとし、休日開庁や休日電話相談に合わせて催告を実施した。
- ② 東三河広域連合へ高額・困難案件を移管し、滞納整理を実施した。
- ③ 継続した現年度完結型滞納整理の実施
早期の催告から調査、差押えにつなげることで早期の完納を目指し、特に差押えは不動産よりも現金化しやすい給与や年金などの継続債権を優先的に実施した。

(3) 令和6年度の主な取組状況

- ① 引き続き、催告文書について、滞納期間や滞納額などにより仕分けした滞納事案を担当する現年・国保、一般、特別整理の各グループに特化したものとし、より効果的な催告を実施する。
- ② 東三河広域連合による高額・困難案件の徴収を継続する。
- ③ 執行停止ガイドラインのもと、不良債権化した滞納分を整理する。
- ④ 継続して現年度完結型滞納整理を実施する。
早期の催告から調査、差押えにつなげ、特に継続債権である給与や年金の差押えを積極的に行う。

6. 令和5年度 豊橋市国民健康保険事業決算（見込）

[参考] 前年度

(1) 歳入	34,517 百万円	34,952 百万円
(2) 歳出	32,617 百万円	32,349 百万円
(3) 差引残額	1,900 百万円	2,603 百万円

(1) 歳 入

区 分		令和5年度		令和4年度	前年度対比
		決算見込額 (百万円)	構成率 (%)	決算額 (百万円)	(%)
国民健康保険税		6,766	19.6	7,273	93.0
国・県支出金(負担金、補助金等)		22,081	64.0	22,067	100.1
内 訳	普通交付金	21,605	62.6	21,531	100.3
	特別交付金ほか	476	1.4	536	88.8
一般会計繰入金		2,859	8.3	2,871	99.6
諸収入ほか		2,811	8.1	2,741	102.6
合 計		34,517	100.0	34,952	98.8

(2) 歳 出

区 分		令和5年度		令和4年度	前年度対比
		決算見込額 (百万円)	構成率 (%)	決算額 (百万円)	(%)
保険給付費		21,762	66.7	21,699	100.3
国民健康保険事業費納付金		10,002	30.7	9,726	102.8
内 訳	医療給付費納付金	6,786	20.8	6,608	102.7
	後期高齢者支援金分納付金	2,373	7.3	2,183	108.7
	介護納付金分納付金	843	2.6	935	90.2
総務費ほか		589	1.8	652	90.3
基金積立金		1	0.0	1	100.0
保健事業費		263	0.8	271	97.0
合 計		32,617	100.0	32,349	100.8

[参考1] 繰越金推移

(百万円)

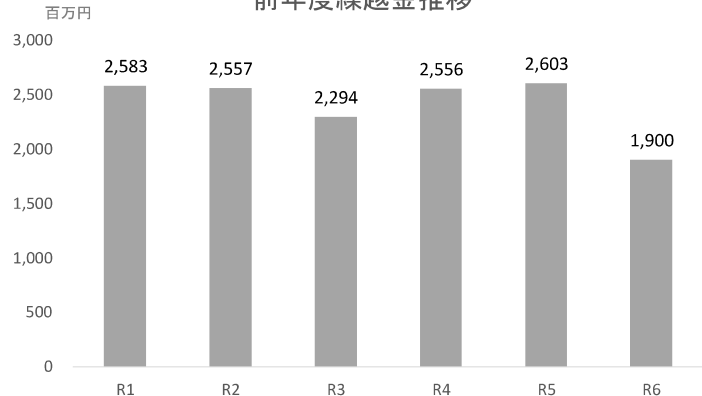
区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
前年度繰越金	2,583	2,557	2,294	2,556	2,603	1,900
単年度収支	▲ 26	▲ 263	262	48	▲ 704	—
翌年度繰越額	2,557	2,294	2,556	2,603	1,900	—

[参考2] 基金残高

(千円)

令和4年度末 保有額	令和5年度 積立額	令和5年度末 保有額
501,951	1,124	503,075

前年度繰越金推移



議題2 令和5年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告

1. 豊橋市計画目標値

平成30年度から令和5年度の豊橋市国民健康保険 保健事業実施計画として、「第2期豊橋市国民健康保険データヘルス計画」及び「第3期特定健康診査等実施計画」を一体的に策定した。

令和5年度の計画目標値は、特定健康診査受診率60%、特定保健指導では支援後の評価終了を実施率60%としている。また、糖尿病の重症化予防として、血糖コントロールの指標であるHbA1c7.0%以上の者の割合の減少を目標としている。

2. 特定健康診査

(1)対象者：豊橋市国民健康保険加入者 40歳～74歳まで

(2)実施期間：令和5年5月8日～令和6年1月31日まで

(3)実施形態：個別医療機関健診 125医療機関 ・ 6医療機関人間ドック同時実施
 集団健診15回 ・ JA集団人間ドック同時実施

(4)検査項目

基本項目	詳細項目(一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施)
・問診、理学的検査 ・身体計測(身長・体重・腹囲) ・血圧測定 ・尿検査(尿蛋白・尿糖) ・血液検査(肝機能・脂質・血糖) ・血清クレアチニン、血清尿酸、e-GFR	・心電図(12誘導心電図) ・眼底検査 ・貧血検査:赤血球・血色素量・ヘマトクリット値

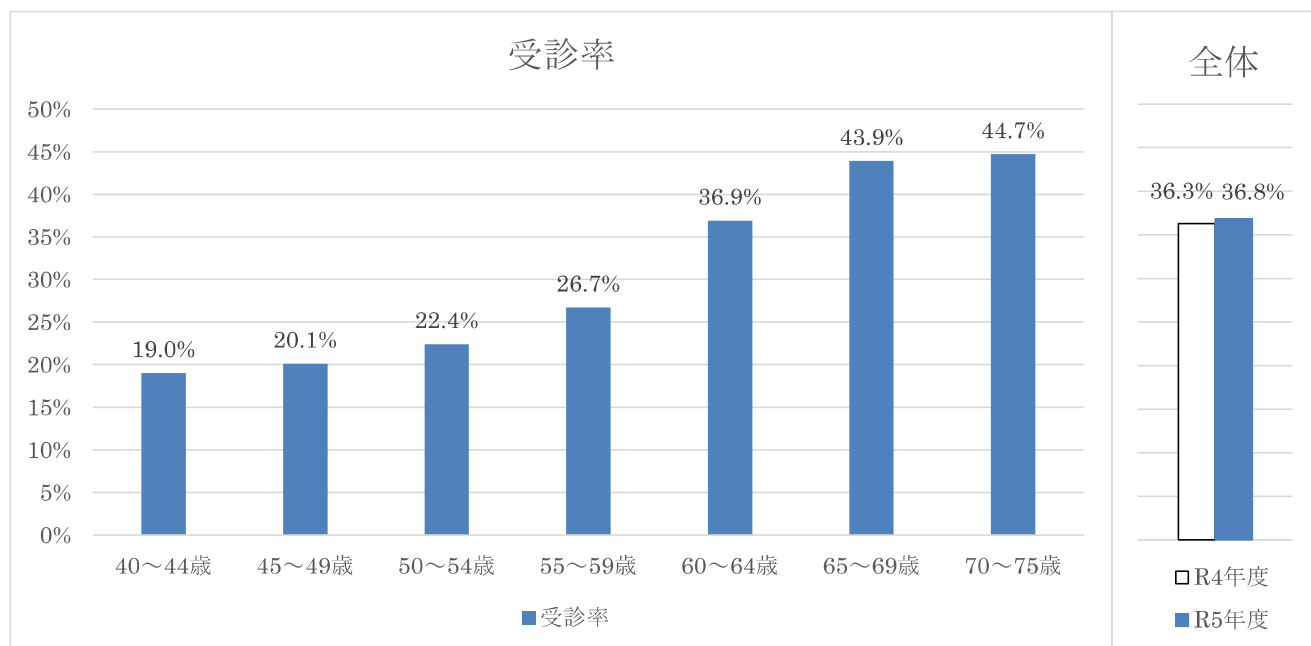
(5)令和5年度年代別受診者数・受診率

※令和6年5月末現在の速報値

年度年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～75歳	計	令和4年度
対象者数(人)	3,158	3,891	4,472	4,390	5,966	10,718	19,452	52,047	54,781
受診者数(人)	601	782	1,002	1,171	2,200	4,703	8,702	19,161	19,880
受診率(%)	19.0%	20.1%	22.4%	26.7%	36.9%	43.9%	44.7%	36.8%	36.3

※年度年齢75歳は誕生日前日までの受診者数

(5)ー1 年代別受診率グラフ



3. メタボリックシンドローム判定

(1)メタボリックシンドローム判定基準

内臓脂肪型肥満

○腹囲 男性：85 cm以上 女性：90 cm以上
(内臓脂肪面積男女とも100 cm²以上に相当)

＋ 該当者 上記に加え、以下のうち2項目以上が該当
予備群 上記に加え、以下のうち1項目が該当

※糖尿病、脂質異常症、高血圧に対する薬剤治療を受けている場合はそれぞれの項目に含める。

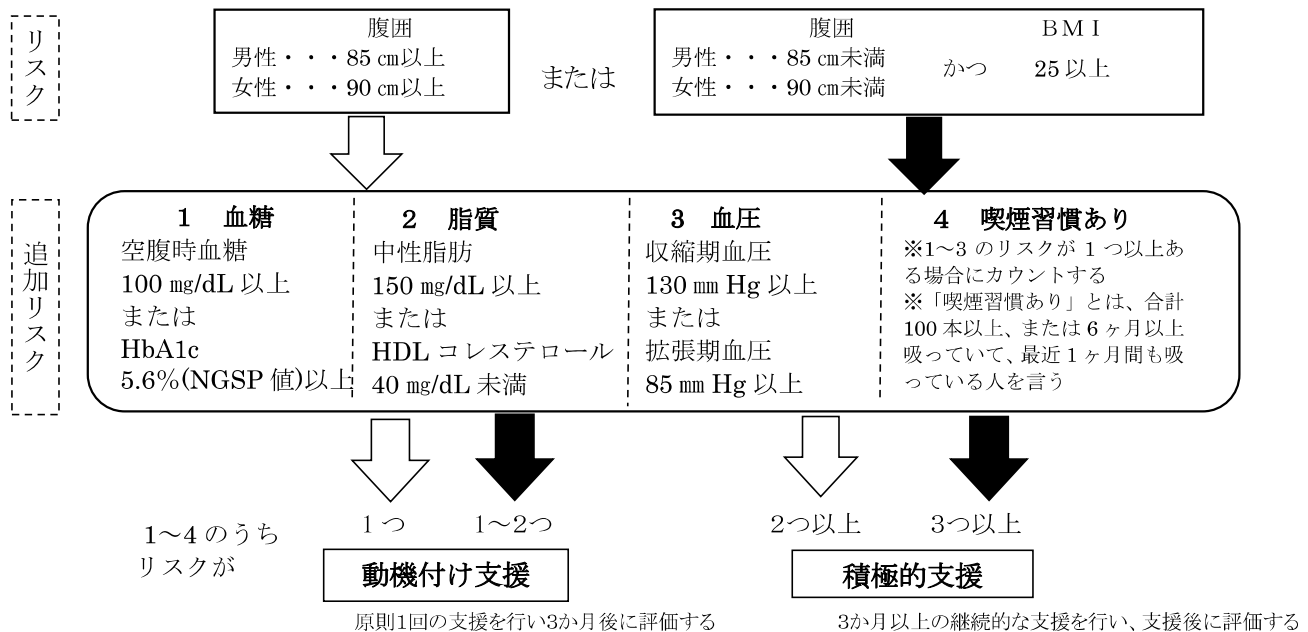
項目	○高血糖	○脂質異常	○高血圧
基準値	空腹時血糖値 110 mg/dL 以上 または HbA1c6.0%(NGSP 値) 以上	中性脂肪(TG)値 150 mg/dL 以上 HDL コレステロール 40 mg/dL 未満のいずれか、または両方	収縮期血圧値 130mmHg 以上 拡張期血圧値 85mmHg以上の いずれか、または両方

(2)メタボリック判定該当者数 ※令和6年5月末現在の速報値

区分	令和5年度		令和4年度	
	該当者数(人)	割合(%)	該当者数(人)	割合(%)
基準該当	4,446	23.2	4,472	22.5
予備群該当	2,159	11.3	2,289	11.5
非該当	12,554	65.5	13,119	66.0
不明	2	0.0	0	0.0
計	19,161	100	19,880	100

4. 特定保健指導

(1)対 象 者:特定健康診査受診者のうち下記の階層化により抽出された方



※積極的支援に該当した者のうち、65 歳以上の者は動機付け支援とする。

※健診時、医療機関で生活習慣病の治療を受けていない者

(2)令和5年度保健指導レベル別対象者数

令和6年5月末現在の速報値

区分	令和5年度	
	対象者数(人)	割合(%)
動機付け支援	1,629 (1,583※)	8.5
積極的支援	466	2.4
情報提供	17,066	89.1
計	19,161	100

※ () については75歳を含まない計

(3)令和5年度特定保健指導 年代別利用者数・受講率

令和6年5月末現在の速報値

令和5年度特定保健指導対象者への介入期間は、令和4年度～令和5年度に及ぶ

項目		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	計(人)	受講率(%)
動機付け支援	対象者数※	51	70	64	68	121	502	680	1,556	－
	初回面談利用者数	4	8	14	10	26	89	99	250	16.1
積極的支援	対象者数※	66	76	96	90	126	－	－	454	－
	初回面談利用者数	9	5	11	6	22	－	－	53	11.7
初回面談利用者合計		13	13	25	16	48	89	99	303	15.1

※ 対象者は階層化時点で資格喪失している者及び勧奨時に健診以前より内服していたことが確認できた者を除く

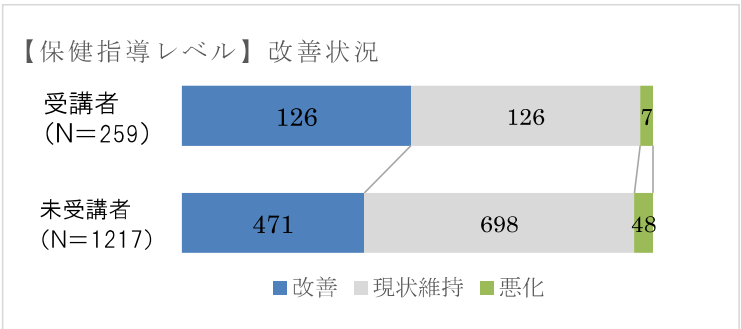
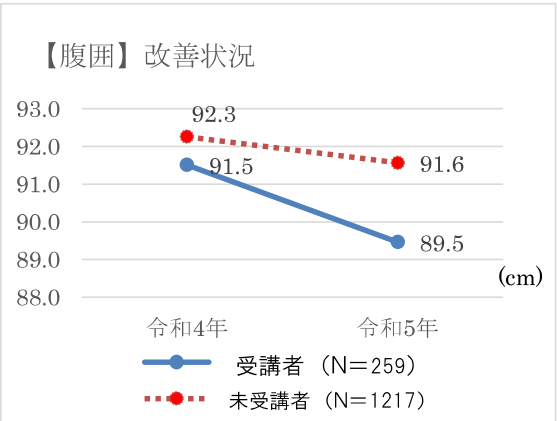
※ 初回面談利用者数の内、遠隔面接利用者13名

(4)令和5年度特定保健指導 受講申し込み方法

	申し込み者(人)	割合(%)
専門職による電話勧奨での申し込み	156	51.5
保健所より送付した受講通知による申し込み	113	37.3
集団検診当日の初回面接実施	26	8.6
集団検診当日の受講勧奨	8	2.6
計	303	100

5. 特定保健指導結果

令和4年度特定保健指導対象者への介入期間は令和4年度～令和5年度に及ぶ特定保健指導を実施後、一年後の令和5年度特定健康診査結果は以下のとおりとなった。



※ 受講者とは令和4年度の特定保健指導を受講し、かつ、令和5年度の特定健康診査を継続して受診した者
未受講者とは令和4年度の保健指導対象者であるが、受講をしていない、かつ、令和5年度の特定健康診査を受診した者。

6. 令和5年度の取組みと令和6年度の取組み予定

(1) 令和5年度の取組み

①特定健康診査受診率向上	・集団健診の予約方法を委託業者によるWebとはがきで実施 ・全ての集団健診日程で各種がん検診等と同時実施し、保健所以外にとよはし創造大学で実施 ・AIを活用した未受診者勧奨を、対象者の特性に合わせたはがきとSMSで実施(継続) ・若い年齢層の受診を促すため、YouTubeのバンパー広告を活用した啓発
②特定保健指導実施率向上	・40～60歳の対象者へ、検査値の順位付けや65歳到達時における生活習慣病等の発症確率予測等を掲載した冊子を保健指導案内チラシに同封して送付 ・集団健診当日の初回面接の分割実施(継続) ・オンラインによる遠隔面接(継続) ・初回面談時の少人数指導(継続) ・未受講者に対する電話勧奨(継続)
③糖尿病等の重症化予防	・集団健診の受診者全員に野菜摂取量など生活習慣病予防とフレイル予防の個別健康教育(継続) ・連絡票を活用した、かかりつけ医と保健所との情報連携(継続) ・協力医療機関一覧表及び腎臓専門医紹介基準の活用(継続) ・市内の他保険者において連絡票様式や協力医療機関一覧等を共有(継続) ・腎臓お守りシールの配布により治療中断防止、関係機関の連携強化(継続) ・医歯薬連携による糖尿病重症化予防事業の実施 ・事業改善に向けて三師会等と随時協議(継続) ・未受診者勧奨対象者且つ特定保健指導対象者のうち連絡のつかない者に対する訪問(再開)

(2) 令和6年度の主な取組み予定 ※令和6年度より豊橋市国民健康保険保健事業実施計画[第2期]

①特定健康診査受診率向上	・AIを活用した未受診者勧奨を、対象者の特性に合わせたはがきとSMSで実施(継続)
②特定保健指導実施率向上	・40～60歳の対象者へ、検査値の順位付けや65歳到達時における生活習慣病等の発症確率予測等を掲載した冊子を保健指導案内チラシに同封して送付(対象年齢拡大)
③医療機関受診勧奨事業	・受診勧奨の項目に脂質異常を追加し、適切な医療機関への受診を促す
④糖尿病性腎症重症化予防事業	・糖尿病性腎症重症化予防のため、未受診者勧奨対象者かつ特定保健指導対象者のうち連絡がつかない者に対し、訪問等により積極的に勧奨を行う。
⑤重複頻回受診、重複多剤投薬者に対する適正受診、適正服薬に向けた事業	・対象者の抽出やリーフレットの作成において、国民健康保険団体連合会と連携を図るとともに、個別支援については国保年金課等の協力を得ながら、支援の充実をはかる。
⑥特定健康診査受診者への情報提供	・健診結果に基づき、生活習慣予防のための健康情報を提供(継続)
⑦特定健康診査・特定保健指導啓発事業	・若い年齢層の受診を促すため、YouTubeのバンパー広告を活用した啓発(継続) ・被保険者への特定健康診査等の周知のため勧奨動画を作成し、市役所等の窓口や施設で放映

報告 1 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用拡大について

1 後発医薬品利用拡大に関する国の主な取組

(1) 安定供給に向けた取組

R6.5.22 有識者で構成される『後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会』が報告書を提出。管理体制の強化や業界再編を促し、供給不安の解消や安全性の確保を図るとされている。R6.6.21 には「経済財政運営と改革の基本方針 2024（骨太方針）」が閣議決定され、法的枠組みを整備することが示された。

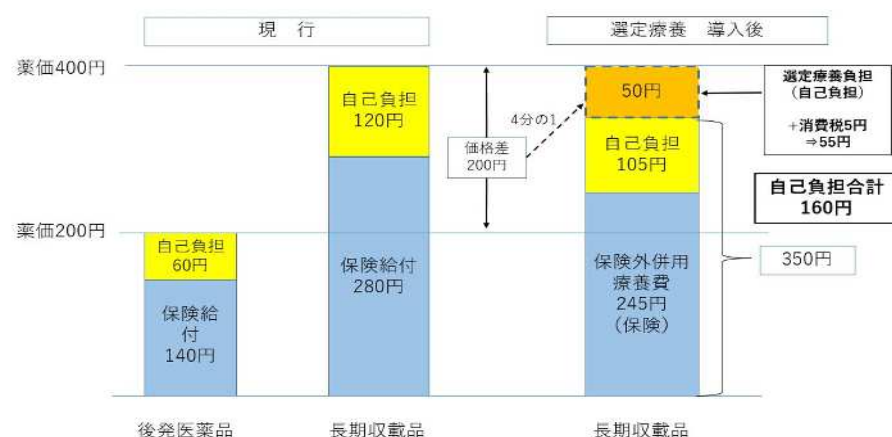
(2) 保険者別の使用割合の公表

後発医薬品の使用促進に向けて、厚生労働省において、2018 年（平成 30 年）9 月診療分から毎年度 9 月・3 月診療分の 2 回、保険者別後発医薬品使用割合（数量シェア）の公表を実施。

(3) 患者負担引き上げ

R6.10.1 から、後発医薬品がある先発品（長期収載品）の使用を患者が希望した場合、両者の差額の 4 分の 1 を患者が負担する仕組み（選定療養）が導入される。

※ 選定療養とは、特別の療養環境（入院時の差額ベッド）等、患者の選定に係る療養。保険適用外部分として、患者の追加負担となる。



2 本市における後発医薬品利用促進に関する取組

(1) 差額通知の送付

年 2 回（令和 5 年度：7・1 月発送）、自己負担の切り替え差額が 100 円以上の被保険者を対象に差額通知を送付。

(2) 広報による啓発

医療費通知・高額療養費支給申請の案内用封筒などに、啓発文を掲載。

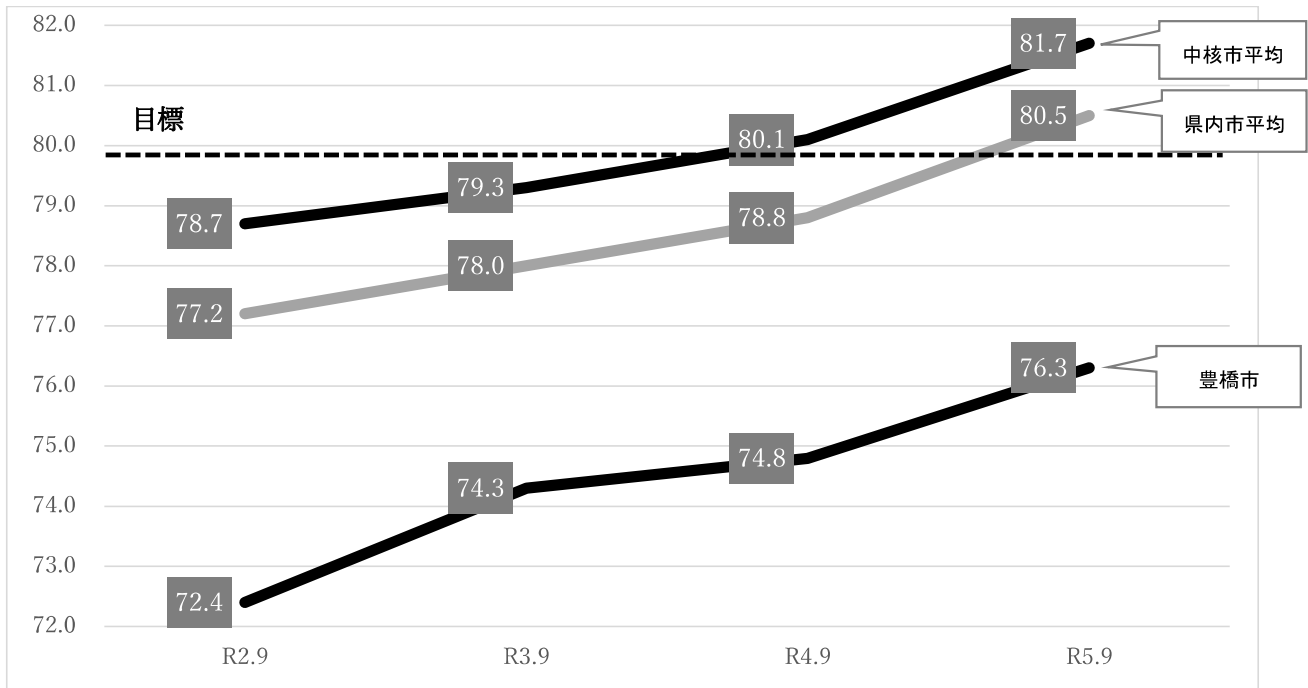
啓発広告を市内各所に掲示（豊橋駅通路、市内電車広告など）。

(3) その他

後発医薬品の利用促進のため、患者が医療機関等に提示できる希望シール・希望カードを配布。

3 後発医薬品の使用割合について

(1) 豊橋市と愛知県内（市）・中核市平均との比較



愛知県内市（38市）

	R2.9 診療分		R3.9 診療分		R4.9 診療分		R5.9 診療分	
1位	新城市	84.3%	新城市	84.6%	東海市	84.5%	東海市	86.9%
2位	東海市	83.4%	東海市	83.9%	新城市	84.1%	新城市	85.7%
3位	稲沢市	82.1%	稲沢市	83.5%	春日井市	83.5%	稲沢市	85.3%
県内市平均	—	77.2%	—	78.0%	—	78.8%	—	80.5%
豊橋市	32位	72.4%	31位	74.3%	32位	74.8%	33位	76.3%

中核市（62市）

	R2.9 診療分		R3.9 診療分		R4.9 診療分		R5.9 診療分	
1位	那覇市	87.5%	那覇市	87.8%	那覇市	87.8%	那覇市	88.9%
2位	鹿児島市	83.7%	鹿児島市	84.2%	鹿児島市	84.6%	鹿児島市	85.9%
3位	福島市	83.4%	福島市	83.7%	福島市	84.4%	福島市	85.8%
中核市平均	—	78.7%	—	79.3%	—	80.1%	—	81.7%
豊橋市	60位	72.4%	60位	74.3%	59位	74.8%	60位	76.3%

4 国の目標

【後発医薬品の使用促進の目標】

主目標： 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを 2029 年度末までに全ての都道府県で 80%以上（継続）

副次目標①： 2029 年度末までに、バイオシミラーが 80%以上を占める成分数が全体の成分数の 60%以上（バイオシミラーの使用促進を図る）

副次目標②： 後発医薬品の金額シェアを 2029 年度末までに 65%以上（金額ベースで副次目標設定）

（厚生労働省社会保障審議会医療保険部会（令和6年3月14日開催）より）

報告2 令和6年度 保険者努力支援制度の配点及び実績について

○保険者努力支援制度とは
国保保険者による医療費適正化への取組などを評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金が配分される制度。
国の予算額500億円を全国市町村の総得点で按分(おおよそ1点20数万円)。

○令和6年度の配点
国では毎年評価指標の見直しを行っており、令和6年度は、「重複・多剤投与者に対する取組」の配点を増やすとともに、「後発医薬品の促進の取組」においてリフィル処方箋の普及促進の取組の配点を追加し、「医療費通知の取組」や「第三者求償の取組」などにおいては達成状況を踏まえ、配点割合の引き下げ、減点対象への改定を行っている。

○本市の状況

		R6年度						R5年度				R4年度				
		配点 a		実績		評価 年度	実績	配点		R5年度		実績	配点		R4年度	
				全体に 対する割合	前年との差					全体に 対する割合	前年との差				全体に 対する割合	前年との差
保険者 共通の 指標	指標1	(1)特定健康診査の受診率	50	6.0%	▲ 20	0	0.0%	▲ 25	R3	70	7.4%	-	25	70	-	25
		(2)特定保健指導の実施率	50	6.0%	▲ 20	▲ 15	-30.0%	▲ 15		70	7.4%	-	0	70	-	0
		(3)メタボリックシンドローム該当者及び予備軍減少率	25	3.0%	▲ 25	0	0.0%	-		50	5.3%	-	0	50	-	0
	指標2	(1)がん検診受診率等	40	4.8%	-	5	12.5%	-	R5	40	4.3%	-	5	40	-	5
		(2)歯科健診受診率等	35	4.2%	-	15	42.9%	▲ 15		35	3.7%	5	30	30	-	18
	指標3	生活習慣病の発症予防、重症化予防の取組実施状況	70	8.3%	▲ 30	50	71.4%	▲ 30	100	10.6%	▲ 20	80	120	-	110	
	指標4	(1)個人へのインセンティブの提供の実施	40	4.8%	▲ 5	30	75.0%	▲ 5	45	4.8%	-	35	45	▲ 45	35	
	指標5	(2)個人への分かりやすい情報提供の実施	24	2.9%	4	14	58.3%	▲ 6	20	2.1%	5	20	15	▲ 5	10	
		重複・多剤投与者に対する取組	85	10.1%	35	25	29.4%	▲ 25	50	5.3%	-	50	50	-	45	
	指標6	(1)後発医薬品の促進の取組	20	2.4%	10	10	50.0%	-	10	1.1%	-	10	10	-	10	
		(2)後発医薬品の使用割合	120	14.3%	-	0	0.0%	-	R4	120	12.8%	-	0	120	-	0
	国保固有の 指標	指標1	収納率向上に関する取組の実施状況	100	11.9%	-	50	50.0%	▲ 20	R4	100	10.6%	-	70	100	-
指標2		データヘルス計画の実施状況	15	1.8%	▲ 10	15	100.0%	▲ 10	R5	25	2.7%	▲ 5	25	30	▲ 10	30
指標3		医療費通知の取組の実施状況	(▲10)			0		15		1.6%	▲ 5	15	20	▲ 5	20	
指標4		地域包括ケア推進・一体的実施の取組状況	40	4.8%	-	32	80.0%	-		40	4.3%	-	32	40	10	40
指標5		第三者求償の取組の実施状況	41	4.9%	▲ 9	17	41.5%	▲ 9		50	5.3%	-	26	50	10	17
指標6		適正かつ健全な事業運営の実施状況	85	10.1%	▲ 15	47	55.3%	▲ 41		100	10.6%	-	88	100	5	78
		合計得点	840		▲ 100	295	35.1%	▲ 216		940		▲ 20	511	960	▲ 40	498
		県内順位	49/54 位						26/54 位				30/54 位			
		交付額(取組評価分)	86,252 千円						137,750 千円				126,084 千円			

報告3 マイナンバーカードと保険証の一体化について

1. 法改正のポイント

- ・令和6年12月2日から保険証の発行を廃止し、原則マイナ保険証の利用に移行
- ・経過措置として、法施行日時点で発行済の保険証は最長1年間(R7.12.1まで)使用可能
- ・マイナ保険証を持っていない方には、「資格確認書」を交付
- ・マイナ保険証を持っている方には、「資格情報のお知らせ」を交付
- ・滞納者への対策として、特別療養費の支給（医療費10割負担）の制度は存続
（対象者には、「特別療養費の支給に変更する旨の通知」を事前に送付）

2. 本市における今後の対応

(1) 今後のスケジュール（案）

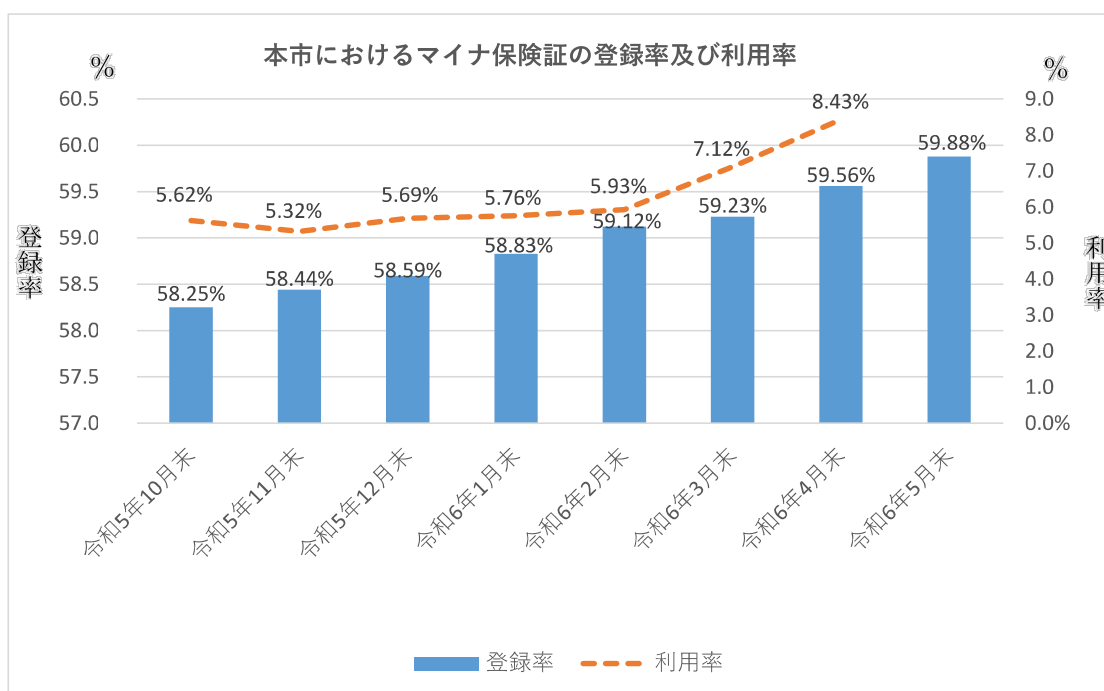
別紙1のとおり

(2) 令和6年12月2日以降交付される資格確認書等の様式について（案）

別紙2のとおり

区 分	サイズ	記載事項等
資格確認書	カード型	様式例1のとおり
資格確認書(特別療養)	はがき型	様式例2のとおり
資格情報のお知らせ	A4型	様式例3のとおり
特別療養費の支給に変更する旨の通知	A4型	様式例4のとおり

3. 国民健康保険被保険者のマイナ保険証の登録率及び利用率の推移



▽ 今後のスケジュール (案)

年度		6年度												7年度												8年度						
月		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7						
イベント		9/1 保険証 一斉更新												12/2 改正法施行 保険証廃止												12/1 保険証 有効期限						
一般保険証		R6. 8.31												保険証 <R6.9.1～R7.12.1>												(1) マイナ保険証非保有者 「資格確認書」を交付 マイナ保険証保有者 「資格情報のお知らせ」を交付						
短期保険証		R6. 8.31																														
資格証明書		R6. 8.31																								(2) マイナ保険証非保有者 「資格確認書(特別療養)」を交付 マイナ保険証保有者 「資格情報のお知らせ(特別療養)」を交付						
被保険者 廃止前 新規加入者 (～R6.12.1)		保険証 <R6.11.10～R7.12.1> <例> 11/10 新規加入者												(1) 同じ																		
被保険者 廃止後 新規加入者 *住所氏名変更等含む (R6.12.2～)																																

様式例1

報告3 別紙2

様式例：必須記載事項のみ（カード型）

（表 面）

〇〇都道府県		有効期限		年	月	日							
国民健康保険		発効期日		年	月	日							
資格確認書													
記号		番号		(枝番)									
氏名		性別											
生年月日		年	月	日	負担割合	割							
適用開始年月日		年	月	日									
交付年月日		年	月	日									
世帯主氏名													
住 所													
保険者番号		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>											
交付者名		印											

（裏 面）

備 考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、<u>臓器を提供しません</u>。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】	
〔特記欄〕 署名年月日： 年 月 日 本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____	

様式例2

様式例：必須記載事項のみ（はがき型）（特別療養費）

（裏 面）

注意事項 この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。	
備 考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、<u>臓器を提供しません</u>。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】 〔特記欄〕 署名年月日： 年 月 日 本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____	

（表 面）

〇〇都道府県国民健康保険資格確認書 （特別療養費）											
有効期限		年	月	日							
交付年月日		年	月	日							
記 号	番 号	(枝番)									
氏 名				性別							
生 年 月 日	年 月 日										
適用開始年月日	年 月 日										
世帯主氏名											
住 所											
保険者番号並びに交付者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>										

様式例3

特別療養費支給対象者には、
「（特別療養）」と記載されます。

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	000000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合（70歳以上のみ記載）	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）
スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます）。

下部を切り取ってご利用いただけます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 000000000 (枝番) 00

氏名 佐藤 太郎

負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証が必ず必要です

様式例4

特別療養費の支給に係る事前通知書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〇市（区・町・村・組合）長

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十四条の三第一項又は第二項の
規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代え
て、特別療養費を支給することとなりますので、同条第三項の規定に基づき、あらかじめ
お知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象者			
氏名	住所	生年月日	

2 日付

令和〇年〇月〇日

<注意事項>

- 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。
その後、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付
を受けることができます。
- 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を
行います。
 - ・滞納している保険料（税）を納めたとき
 - ・災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第
百二十三号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき